平成２７年（フ）第３６４７号
東京都台東区西浅草２丁目24―９―303
債務者　西谷　博嗣
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６４８号
神奈川県川崎市高津区梶ケ谷５丁目１―60―201
債務者　安友　寿樹
1　決定年月日時　平成27年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６９２号
千葉県松戸市二十世紀が丘梨元町31―106
債務者　坂本マルジェレットこと　サカモト　マルジェレット　ルマノグ
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６９３号
東京都世田谷区太子堂５丁目９―16―306
債務者　鈴木　　学
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８３号
北海道旭川市永山５条12丁目８番13号　幸永コーポラス101
債務者　柏原　勝美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９０号
北海道旭川市東光５条５丁目３番14号　オイカワコーポ202
債務者　小谷　暁美
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９２号
北海道旭川市東光13条６丁目１番20号
債務者　町屋百合子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２号
沖縄県宜野湾市野嵩３丁目３番20号
債務者　荻堂　直人
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６４号
北海道旭川市２条通19丁目1337番地の１　ラシアール２条101号室
債務者　大森　直人
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１００号
北海道雨竜郡雨竜町字満寿32番地30
債務者　長谷川陽子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５６９号
千葉県野田市木間ケ瀬707番地４
破産者　株式会社マスシードインテリア
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５７０号
千葉県流山市駒木台475番地の57、申立時の住所千葉県野田市木間ケ瀬707番地４
破産者　小松　　誠
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５７１号
千葉県流山市駒木台475番地の57、申立時の住所千葉県野田市木間ケ瀬707番地４
破産者　小松栄利子
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４７３号
神奈川県小田原市小竹815番地　橘団地４―411
破産者　亡　松本　貴弘
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第９５号
鹿児島県鹿屋市新川町6096番地　サンライトハイツ202号、開始決定時の住所鹿児島県鹿屋市吾平町麓3507番地２
破産者　山内　智志
1　決定年月日　平成27年４月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
宮城県栗原市志波姫南堀口108番地１
破産者　Ｑシステム株式会社
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第４３６号
川崎市川崎区本町２丁目８番地９　本町ベルハイム102号室
破産者　株式会社アールエーデザイン
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５４４号
横浜市緑区霧が丘２丁目16番地４
破産者　有限会社結興業
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係